



センターマスコットキャラクター「メメ&ペペ」
by K. Sakamoto

シルバーとさ

編集・発行

(公社)土佐市シルバー人材センター
〒781-1105 土佐市蓮池 2211-2
電話 088-852-1123 FAX 088-828-5520
HP <http://www.tosa-sjc.or.jp/>
メール mail@tosa-sjc.or.jp

ご挨拶

師走を迎え交通安全・生活安全に気をつけて!!

師走を迎え、会員とご家族の皆様にはご健勝のことと存じます。

去る5月に多くの会員の皆さんにお集まりいただいた6年度定時総会から、あっという間に年末となりました。この間、3年次を迎えた県中央西土木事務所から受注した波介川関連作業も、草刈り会員が年々減少する中で、本年度は初の試みとして「機械による刈り払い」を採用して補填にあたりました。この結果、ほぼ例年度並みの作業工程を消化することができたことで、今後に大きな弾みをつけたものと評価しております。

高齢化社会がいつそう進む中で、シルバー人材センターにこのように寄せられる要望事項はさらに多くなるとともに、多岐にわたる内容となっていくと推察されますところ、私たちも今の高齢化と熟練会員の減員補填に対応するためには、従前のように「人力のみ」とする現状に対し、効率化を伴う今日的な作業方法を少しずつ加えた形としていく必要があるかと思えます。このため、次年度に向けて事務局員とともに先進事例を取り入れていく工夫にも力を注いでいきたいと考えております。

一方、消費税率の改訂に始まったインボイス制度、ともなうフリーランス法への対応に加え、さらに次年度は契約方法の見直し本格化する一年となります。この見直しにあっては、会員の皆さんと土佐市SCの関係・土佐市SCの経理処理などに大きな変化が生じてくることとなり、公益法人として「令和の転換期」と言っても差し支えない状況も考慮されることですので、理事会も適正な執行体制に向けて、さらに識見を高め、よりよい議論によって適格な方向性を見いだしてまいりますので、会員の皆さんにも、都度、情報公開を強めてまいります。

加えて、令和4年度から開始した指定管理事業部門では、この12月に公開公募がされる土佐市の公共施設の管理業務について、理事会では積極的に応募することを定め、正副理事長会も開催し、将来を見



据えた事業計画をもって土佐市当局からのご判断を待つこととしています。今回の応募によって土佐市SC会員の就業範囲は拡大し、指定管理事業部門では「年間就業1,000人日」を目標とすることとなりますし、その事業費も現行の見込みでは1千万円を超えるものと予定していますので、組織を挙げて取り組んでいく所存です。

このように、土佐市SCをとりまく環境は大きな変化にあり、適格・適正な法人運営がのぞまれるところですが、私たちは、「市民に寄り添う事業展開」を基本としていますことから、「公益法人の運営」という道を踏み外すことのないよう、会員のみなさんとともに歩んでいきましょう。

来る新しい一年が会員とご家族のみなさんにとって幸多き一年となりますよう心より祈念申し上げ、年末のご挨拶に代えさせていただきます。

令和6年12月吉日

公益社団法人土佐市シルバー人材センター
理事長 宝蔵昭治郎・役職員一同

令和6年度第3四半期までを振り返って・・・

新任の事務局長・同次長等の任命から始まった令和6年度。4月の第1回理事会の決議を経て5月の定期総会には多くの会員のみなさんに出席いただきました。今年は、役員改選期にあたる中で「宝蔵理事長体制3期目」がスタートしたところです。



■事業実績

事業展開は、昨年のように公職選挙関係が少なかったこともあり、第1四半期では対前年度比較で落ち込んだものの、その後、5月～8月期まで前年度を上回る実績を得ました。後半戦に入り11月期までは、県・市の波介川関連事業費の遅れから、一般請負で10.6%、4,012,083円の減少となりましたが、12月期には相応分が回復する見込みです。

■事故発生と予防

4月以降の事故発生件数は全6件で、草刈機による事故が3件、焼却事故1件を含んでいます。草刈機事故は飛び石が原因で毎年度発生している状況で、いっそうの予防対策が必要な状況です。また焼却事故は、過去にも発生した場所で被害を受けた方も同一人というもので、管理側にも原因があるものと捉えています。新春からは「事故ゼロ」を改めて追求していくこととします。

■課題の処理

全国的なシルバー人材センター業界の課題として取り組んでいるインボイス制度・フリーランス法から契約方法への見直しについては、これまで本誌を通じて会員のみなさんにもお知らせすると同時に理事会でも具体の論議を重ねています。土佐市SCでは、大きな転換期としている「契約方法の見直し実施期」を7年度総会に提示する方向としていますので、この間、本誌でさらに細かく説明を加えていくこととします。

一方、会員の拡大についても6年度総会に提出した事業計画に「女性会員の充実・強化」を挙げていましたが、少しずつ取り組みの成果が現れていることから、引き続き、取り組みを進めるとともに、女性会員の就業機会の確保にも全力で取り組みますので、会員のみなさんも「自分たちの組織をさらに充実・強化していく。」という視点で積極的な協力をお願いします。

11月期までの会員数の状況(単位:人)			
区分	本年度	前年度	増減
男性	136	137	▲1
女性	64	57	7
計	200	194	6

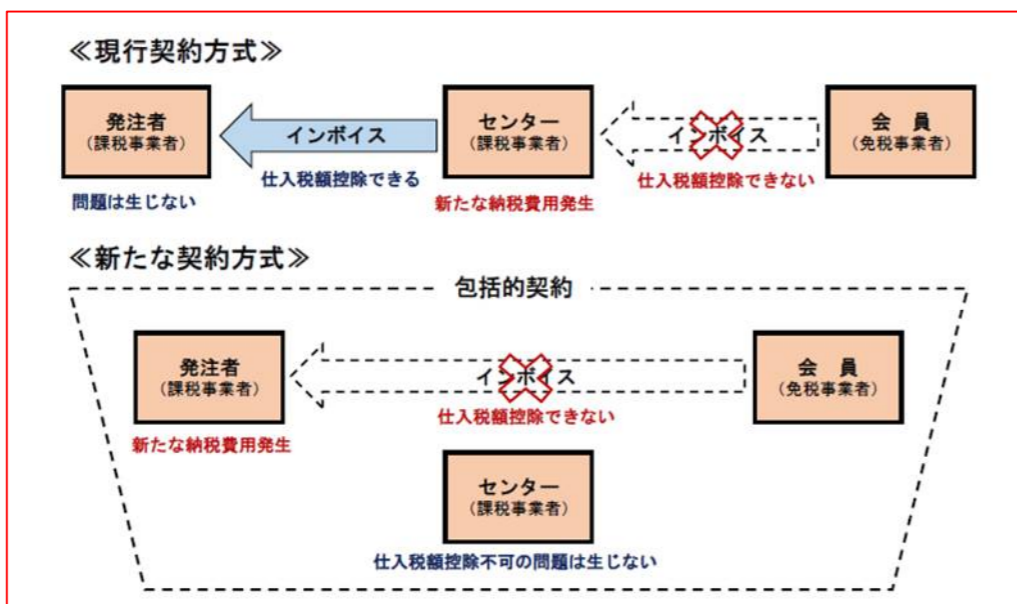
就業条件明示から契約方法の見直しへ -1-

【新たな契約方法とは?】

- 日本国内では「新型コロナウイルス感染症」の拡大期から、働き方の多様化が進んでいます。例えば、そのひとつが在宅勤務や変速時間勤務であったりというのですが、この段階から、個人で事業を営む方が社会から疎外を受けることのない(例えば、インボイス請求書を発行することができないため、これまでの取引が解約されるといった事例が発生するおそれがある。)よう、その受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するために「フリーランス法」が制定され、本年11月1日から施行されました。
- シルバー人材センター業界では、会員がこの法律でいう「特定受託事業者」にあたること、さらに発注者が「特定作業委託事業者」にあたるものとされたため、この機会に、本来の請負契約の姿である「発注者と請負者による契約方法」の関係が望ましいため、これまでの契約方法を見直し、「包括契約方式」に移行しようとするものです。

【包括契約って?】

包括契約とは、右図のように、現在、発注者と会員との間に「シルバー人材センターが契約代行」している状況から、発注者と会員との間に「契約行為」ということを明らかにし、発注者は「発注する側の責務」を、請け負う会員は「請負業務の責務」を各々適正に担っていくとするもので、シルバー人材センターは、双方のマッチングという責務を担っていくものです。



【どう変わるの?】

- ①発注者からの作業の依頼
- ②作業を希望する会員と下見・見積もりを実施
- ③発注者・会員の双方がOKなら、土佐市SCから「就業条件明示書」を会員あてに発行
- ④発注者・会員・土佐市SCの間で「包括契約書」を作成
- ⑤作業開始と終了
- ⑥就業報告書の提出
- ⑦土佐市SCで発注者あて請求書を作成

※ この時点で、従前の請求書のように、請求額に会員経費(消費税を含む。)を含めた一括請求としないで、会員分は消費税額を表示しない請求額と、土佐市SC経費(センター材料費・事務費等)はその消費税額を表示し、会員請求額と分けて表示した請求書を発行する。

⑧発注者から請求額の支払い

- ※ この支払額が現金や振込みのあった場合の**土佐市SCの経理処理が「大きな課題」**で
- ア. 発注者の支払額のうち「会員経費は預かり金」として処理し、指定日に会員に支払い、土佐市SCの経費のみ会計に受け入れる方法がひとつ。
 - イ. 発注者の支払額を「今までどおり会員経費もSC経費も会計処理」する方法がひとつ。
- という方法論を決定しなくてはなりません。

会員のみなさんの経費(配分金と会員材料費)を預かり金とした場合、年間5千万円ほどの事業費が経理上無くなるため、納税事業者としての性格も検討しなくてはなりません。上にあげた**土佐市SCの経理処理が「大きな課題」**という表現は、法人としての基本論にも影響することですので、理事会でしっかりと議論を積み上げていくこととします。

互助会からのお知らせ

○シルバー文化祭

第9回を迎えた土佐市SC文化祭は、11/17から5日間の日程で開催しました。今年は白菊園の岡本企画室長のご指導を得て「X'mas飾り」を加えて華やかなうちに終わりました。この飾り付けは引き続き新居コミュニティセンターのイルミネーション飾りにも一役を買っています。



○6年度大忘年会の開催

今年の忘年会は去る12/10(火)午後6時から高岡町の「田原」で開催しました。お楽しみ抽選会では、たくさんの景品に参加者は大喜び。楽しい時間はあっという間に過ぎていきます。互助会では、引き続き、会員のみなさんの交流事業を通じ、土佐市SCが「楽しい職域への道」となるよう活動を強めていきます。(島田彰夫会長代行)



土佐市SCの年末年始の日程

■土佐市SC事務局日程

土佐市SC事務局の年末年始の日程は下記のとおりです。ご承知のとおり年末から**「9日間の長期休暇」**となりますので、ご注意下さい。なお、休暇中の「就業報告書」の提出は、郵便ポストインで可能ですが、**必ず「ポストの中」にしっかりと入れて下さい。**職員が定期巡回の際に事務室に回収します。

- 12/27(金)まで……平常どおり
- 12/28(土)……休日
- 12/29(日)～1/3(金)……年末・年始休暇
- 1/4(土)～1/5(日)……休日
- 1/6(月)から……平常どおり

休暇中に土佐市SC携帯電話(田添・関)あての通話については、「特に緊急を要しない電話」は控えて下さい。職員の休息にご協力下さい。

■指定管理施設(新居コミュニティセンター)

指定管理者施設の新居コミュニティセンターについては、土佐市条例で「年末年始休館は12/29～1/3」と定められています。このため、上の事務局日程にかかわらず、**12/28(土)と1月4日(土)は開館**とします。この両日に管理業務にあたる会員の方は、大変ご苦勞ですがよろしくお願い致します。